



記者発表資料

首都圏中央連絡自動車道

「^{かま}利^り谷^やJCT～^と戸^つ塚^かIC（仮称）」及び「^さ栄^かIC・JCT（仮称）～^ふ藤^じ沢^{さわ}IC」の
事業認定申請を行いました。

事業認定申請に係る経緯

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の釜利谷JCT～戸塚IC（仮称）【高速横浜環状南線】については、これまで多くの地権者のご協力を得て、平成26年7月末現在で約86%の用地を取得し、順次工事を実施しているところです。

また、圏央道の栄IC・JCT（仮称）～藤沢IC【横浜湘南道路】についても、これまで多くの地権者のご協力を得て、平成26年7月末現在で約88%の用地を取得し、順次工事を実施しているところです。

残る用地について地権者の方々との交渉を重ねているところですが、現時点では用地取得の目途が立たない状況となっている箇所もあります。このため、引き続き任意交渉に最大限の努力を続けて参りますが、必要な時期に用地取得できない事態に備え、土地収用法に基づく事業認定申請を行いました。

平成26年8月 27 日

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所
東日本高速道路株式会社 関東支社 横浜工事事務所

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、
横浜市政記者会、横浜ラジオ・テレビ記者会、鎌倉市広報メディアセンター

お問合せ先

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 電話 045-311-2981(代表)
副所長 ^{きとう}佐藤 ^{しげたか}重孝 計画課長 ^{まつ}松 ^{たかひろ}寛 崇博 用地対策官 ^{くりた}栗田 ^{つねお}恒雄

東日本高速道路株式会社 関東支社 横浜工事事務所 電話 045-352-3771(代表)
副所長 ^{まるやま}丸山 ^{だいぞう}大三 工務課長 ^{うえはら}上原 ^{よしひさ}芳久

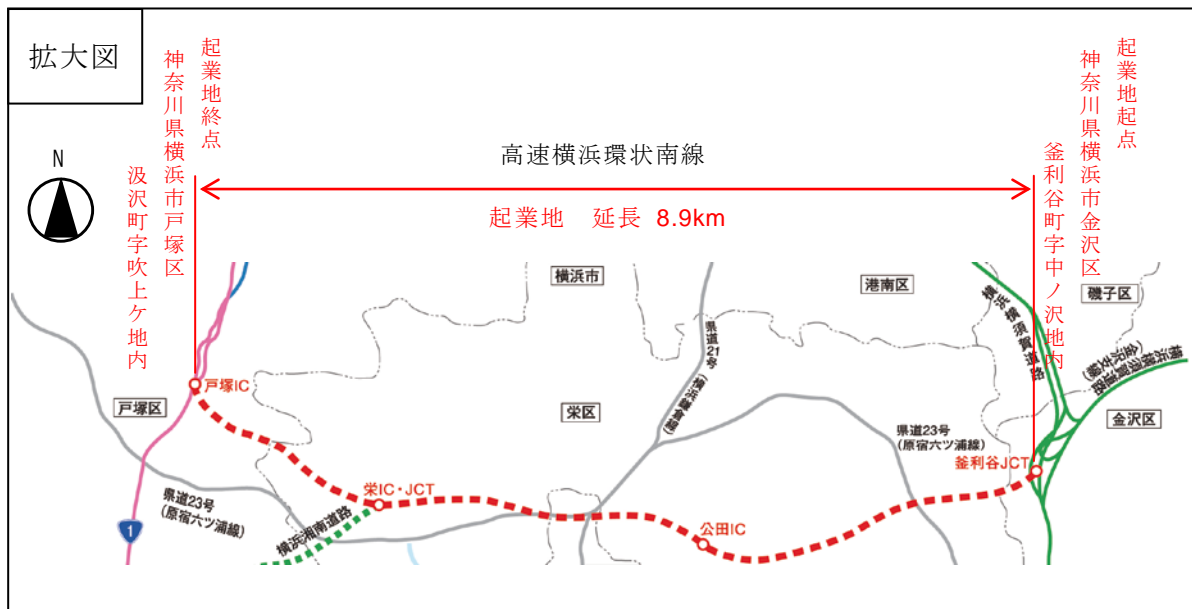
1. 路線の概要及び事業認定申請区間

(高速横浜環状南線)

路線の概要

高速横浜環状南線は、都心から半径約40～60kmの位置に計画されている総延長約300kmの自動車専用道路である圏央道の一部であり、都心から伸びる放射状の道路を環状に連絡することにより、都心への交通を分散し、渋滞の緩和等に寄与します。

また、高速横浜環状南線は、横浜都心から半径約10～15kmを環状に結ぶ横浜環状道路の一部であり、横浜都心部の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに環境の改善へ寄与し、さらに、横浜市のエconomic活動とくらしを支える社会資本として重要な役割を果たす道路です。



※未開通区間の IC、JCT は仮称です

事業認定申請区間

・区間 自:神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内

至:神奈川県横浜市戸塚区汲沢町字吹上ヶ地内

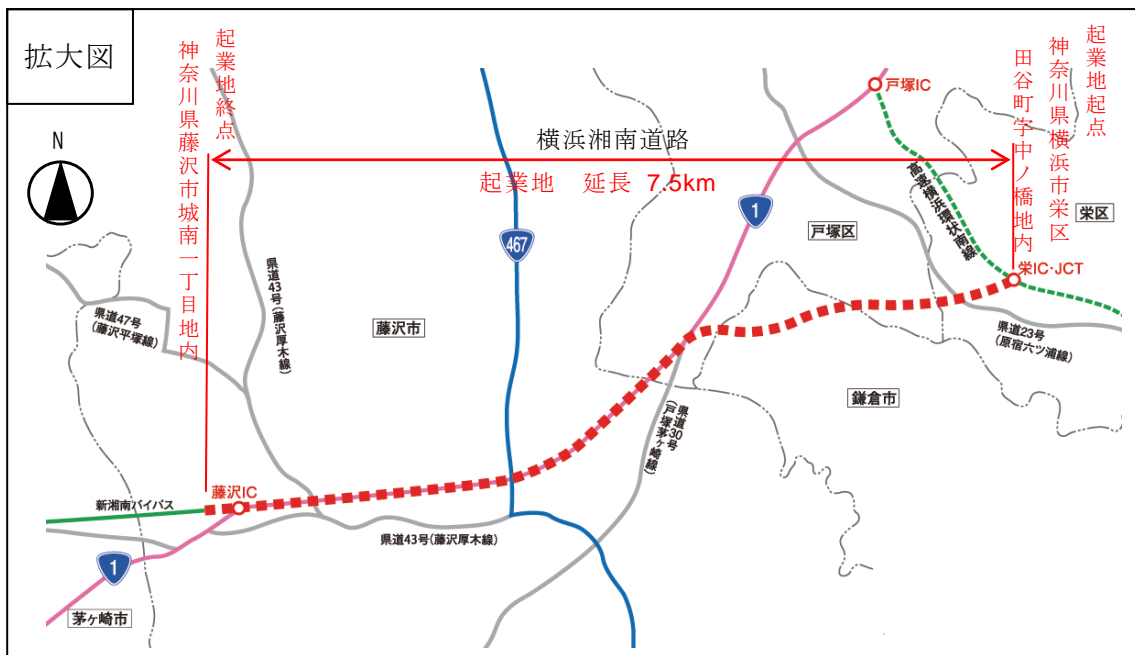
・延長 8.9km

・車線数 釜利谷JCT～栄IC・JCT(仮称):6車線
 栄IC・JCT(仮称)～戸塚IC(仮称):2車線

(横浜湘南道路)

路線の概要

横浜湘南道路は、都心から半径約40～60kmの位置に計画されている総延長約300kmの自動車専用道路である圏央道の一部であり、都心から伸びる放射状の道路を環状に連絡することにより、都心への交通を分散し、渋滞の緩和等に寄与します。



※未開通区間の IC、JCT は仮称です

事業認定申請区間

- ・区 間 自:神奈川県横浜市栄区^{たやちようあざなかのはし}田谷町字中ノ橋地内
- 至:神奈川県藤沢市^{じょうなん}城南一丁目地内
- ・延長 7.5km
- ・車線数 4車線

2. 用地取得及び工事進捗の状況

(高速横浜環状南線)

用地取得状況

平成26年7月末現在

項目	所要面積	取得面積	取得率
起業地	約 404,000 m ²	約 348,000 m ²	約 86%

※上記取得率は、事業認定申請における事業地(起業地)を基にした取得率です。

※これまで任意で用地買収を進めてきた計画における面積を基にした取得率は約81%です(道路や河川等用地買収を要しない土地は含んでいません。)

工事の進捗状況

高速横浜環状南線では、現在、栄IC・JCTの橋梁下部工事や工事用仮橋整備等の工事を実施しております。



栄IC・JCT 付近(飯島地区)工事状況

(横浜湘南道路)

用地取得状況

平成26年7月末現在

項目	所要面積	取得面積	取得率
起業地	約 224,000 m ²	約 198,000 m ²	約 88%

※上記取得率は、事業認定申請における事業地(起業地)を基にした取得率です。

※これまで任意で用地買収を進めてきた計画における面積を基にした取得率は約72%です(道路や河川等用地買収を要しない土地は含んでいません。)

工事の進捗状況

横浜湘南道路では、現在、藤沢オンランプの橋梁下部工事・上部工事やトンネル立坑工事等を実施しております。



藤沢 IC ONランプ工事状況

1. 土地収用法の「事業認定」とは

土地収用法は、憲法29条3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し(中略)、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続は、土地収用法の手続の一つであり、国土交通大臣または都道府県知事(事業認定庁)が、申請に係る事業が「高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用又は使用する必要があること」について認定する手続です。

2. 土地収用法の手続きの主な流れ

土地収用法の手続きの一般的な流れは下図のとおりです。

